

令和3年（ラ）第172号

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

上申書

令和4年5月9日

広島高等裁判所第4部 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田



同弁護士 河 合 弘



抗告人らは、相手方の令和4年4月28日付意見書に対する反論書面を令和4年5月31日に提出する予定である。

また、「ロシアのウクライナ侵攻を踏まえた戦争行為による原発事故に起因する人格権侵害の具体的危険に関する主張」（抗告人ら令和4年4月14日付上申書、「今後予定する主張立証項目」第8項）に関する準備書面は令和4年5月20日に提出を予定しているので、併せて上申する。

以上